

津幡町告示第45号

津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月20日

石川県津幡町長 吉田克也

津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅における感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用の一部を補助することにより、感震ブレーカーの設置を促進し、大規模地震発生時の電気火災の防止及び被害を抑制することで、住民の生命及び財産の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知して、自動的に電気の供給を遮断する機能を有する器具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けた者で、かつ、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 津幡町内の戸建て住宅、共同住宅又は長屋（それぞれ賃貸住宅を含む。）に居住し、その住宅のために、感震ブレーカーを購入及び設置した者
- (2) 津幡町内に住宅（戸建て住宅、共同住宅及び長屋を含む。）を所有し、その住宅のために、感震ブレーカーを購入及び設置した者（町外に居住し、かつ、町内に賃貸住宅を所有している者を含む。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、石川県が補助対象と認めた感震ブレーカーの購入及び設置に係る経費として補助した金額に2分の1を乗じて得た額とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、県要綱第9条に基づく補助金交付決定及

び額の確定通知があった日から60日以内に、津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、補助金の交付の可否を決定し、津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）又は津幡町感震ブレーカー設置促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは、津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付請求書（様式第4号）を、町長が別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、第7条の規定により交付決定をした申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、補助金の全部又は一部を取り消したときは、津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

2 第5条の規定中「県要綱第9条に基づく補助金交付決定及び額の確定通知があった日から60日以内に」とあるのは、令和8年5月31日以前の県要綱第9条に基づく補助金交付決定及び額の確定通知については、「7月31日までに」と読み替えるものとする。

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付申請書

津幡町感震ブレーカー設置促進補助金の交付を受けたいので、津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

交 付 申 請 額	円
備 考	

添付書類

- 1 石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付決定（額の確定）通知書の写し
- 2 団体に申請の場合は、すべての世帯が分かる名簿

年 月 日

様

津幡町長

津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町感震ブレーカー設置促進補助金については、下記のとおり交付することに決定したので津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額	円
備考	

交付条件

交付決定者が次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、この交付決定を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

年 月 日

様

津幡町長

津幡町感震ブレーカー設置促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町感震ブレーカー設置促進補助金については、
下記のとおり交付しないことに決定したので津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付要綱第6
条の規定により通知します。

記

不交付の理由	
備 考	

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定及び額の確定通知があった津幡町感震ブレーカー設置促進補助金について、津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

交付請求額 円

内訳 交付決定額 円

振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支 店 名	本・支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
名 義 人	ふりがな		
	氏 名		

振込先口座の番号等が確認できるもの（通帳、キャッシュカードなどの写し）を添付してください。

年 月 日

様

津幡町長

津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付取消通知書兼返還請求書

津幡町感震ブレーカー設置促進補助金交付要綱第9条の規定による津幡町感震ブレーカー設置促進補助金の返還を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 津幡町感震ブレーカー設置促進補助金の交付額 円
- 2 返還額 円
- 3 返還の決定理由
- 4 返還方法